

審査票（例）

1. 輸出案件の概要

仕向国	
貨物・技術名 (HSコード)	( ) 類) 解っている場合は記入
顧客名 所在地 (国名) 代表者 事業内容	(新規・継続)
最終需要者	
最終用途	

2. 該非判断チェックリスト

輸出令別表第1 外為令別表	第1の1～15項のいずれかに 該当するか。	はい・いいえ
------------------	--------------------------	--------

HSコードから 1又は外為令 16項の中欄に 該当しない ことが明らかか。	はい・いいえ
---	--------

許可不要

(注) 16項中欄  
関税率法別表第25類から第40類まで、第54類から  
第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は  
第95類に該当する貨物

3. キャッチオール規制（16項）に係る用途・需要者チェックリスト

仕向国は輸出令別表第4の2の国か。	はい・いいえ
-------------------	--------

許可不要

(注) 輸出令別表第4の2の国：  
アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、  
フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセン  
ブルク、オランダ、ニュー・ゼーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、  
スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国、アメリカ合衆国

経済産業省からインフォームを受けたか。	はい・いいえ
3-1の用途チェックリストに「はい」が一つ でもあったか。	はい・いいえ
3-2の需要者チェックリストに「はい」が一 つでもあったか。	はい・いいえ

3-3のガイドラインに「いいえ」が一つでも あったか。	はい・いいえ
--------------------------------	--------

輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票  
及びチェックリストを提出すること。

この審査票は、一つの事例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである。

### 3 - 1 . 用途チェックリスト

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに をつけること）

	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 k m以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	核融合に関する研究	はい・いいえ
	原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	重水の製造	はい・いいえ
	核燃料物質の加工	はい・いいえ
	核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

### 3 - 2 . 需要者チェックリスト

#### 外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、3 - 3 のチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡すること。

#### 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに つけること）

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 k m以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、3 - 3 のチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

3 - 3 . おそれ省令第2号及び第3号又はおそれ告示第2号及び第3号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドライン

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「 - 」をつける。

貨物等の用途・仕様	輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・ -
	需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・ -
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・ -
	当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・ - (情報を有している)
	当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ - (要求されている)
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・ -
	異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・ - (要求がある)
	通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・ -
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・ - (要請がある)
	製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ - (異常がある)
	輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・ - (異常がある)
貨物等の支払対価等・保証等の条件	当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・ - 好意的な提示がなされている
	通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・ -
据付等の辞退や秘密保持等の態様	据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ -
	最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ - (要求がある)
その他	その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・ - (不審な点がある)

「いいえ」が一つでもある場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に連絡し審査票及びチェックリストを提出すること。

一般包括許可証の使用に係るチェックリスト

貨物・技術名	
--------	--

該当項番	政令	
	省令	

(注) 該当項番を間違えると、適用可能な国が変わってくるので省令の項番まで正確に確認すること。

仕向国		適用可・非
-----	--	-------

(注) 該当する省令項番がこの仕向国向けの輸出に適用可能か正確に確認すること。

別表第4の2の国か	<u>はい</u>	<u>いいえ</u>
-----------	-----------	------------

(注) 別表第4の2の国：  
アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュー・ジージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国、アメリカ合衆国

用途は軍事用途か	<u>はい</u>	<u>いいえ</u>
----------	-----------	------------

経済産業省に事前相談すること

用途は軍事用途か	<u>はい</u>	<u>いいえ</u>
----------	-----------	------------

キャッチオール規制に係る用途・需要者チェックリスト(審査票3.)によって輸出令別表第1又は外為令別表の16項規制に該当しないことを確認できる。	はい	<u>いいえ</u> (確認できない)
---	----	------------------------

個別許可を申請すること

上記のリストは、一つの事例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである。